

# 広島県健康福祉局保健業務推進員等登録候補者の募集

令和3年1月24日

広島県健康福祉局健康福祉総務課

災害や感染症対策時に、緊急かつ一時的に保健師業務を行う職員（会計年度任用職員）を確保することができるよう、あらかじめ県職員以外の有資格者（保健師）を登録する制度を設けます。

登録を希望される方は、登録申込をしていただき、資格の確認・面接試験等による選考を行った上で、登録者名簿に登録します。

保健師の確保が必要となった場合に、登録者の中から、勤務地や勤務期間の条件が一致した方に対応の可否を確認したうえで勤務をしていただきます。

なお、県の職員が長期の育児休業になる場合などで臨時的任用職員が必要となった場合は、登録者の中から、別に選考を実施し、臨時的任用職員に採用することがあります。

登録期間は登録日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して3年間です。登録期間の更新は可能です。

## 1 募集職種及び応募年齢

保健師職：年齢不問

## 2 応募資格

(1) 保健師の資格を有する者

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 提出書類及び受験申込先

#### (1) 提出書類

○ 広島県健康福祉局保健業務推進員登録申込書 1部

(登録申込書に記載された個人情報については、保健業務推進員等登録試験及び合格後の保健業務推進員登録事務等、職員の任用に関する事務を行うためのみに使用します。それ以外の目的のために使用したり、御本人の同意なく第三者に提供することはありません。)

○ 履歴書 1部

(市販の履歴用紙(JIS規格)に自筆で記入し、最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付したもの〔本籍地の欄は記載不要です。〕)

○ 資格免許の写し 1部

#### (2) 申込先(問い合わせ先)

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県健康福祉局健康福祉総務課(担当:総務グループ)  
電話 082-513-3021

### 4 試験方法

面接試験(個別面接)

### 5 試験の日時、場所及び合格発表

- (1) 日時 : 随時実施(申込者に個別に連絡します。)  
(2) 場所 : 広島県庁(広島市中区基町10番52号)  
(3) 合格発表 : 試験後、速やかに連絡します。  
(合格・不合格にかかわらず、全員に連絡します。)

### 6 任用予定時期

未定(任用が必要となった場合に連絡します。)

### 7 登録の変更、抹消

保健業務推進員の登録内容の変更や登録の抹消は、本人の申し出により行います。

### 8 保健業務推進員の勤務条件

#### (1) 任期

一時的に必要な期間

※1週間、1か月等の短期間を想定しておりますが、必要に応じて個別に決定します。

(2) 給与

報酬：1時間当たり1,670円～1,810円（登録初年度）

※経歴によって異なるため、決定後に個別にお伝えします。

※そのほか、期末手当（勤務期間に応じて支給）、交通費（自宅から業務場所までの旅費相当額を支給）、特殊勤務手当（勤務の内容により支給）について、県の職員と同様に支給されます。

(3) 勤務時間等

1か月当たり116時間15分以内で、任用後に決定します。

また、任用後に勤務シフトを設定しますが、土曜日、日曜日及び休日についても勤務していただく場合があります。

9 臨時的任用職員として任用する場合

保健業務推進員の任用候補者として登録された者は、長期の育児休業等を取得する常勤職員（保健師）の代替として任用する臨時的任用職員の登録名簿にも登録されることとなります。その場合の勤務条件等は次のとおりです。

(1) 任期

ア 育児休業及び配偶者同行休業を取得する職員の代替として任用する臨時的任用職員  
常勤職員が育児休業及び配偶者同行休業を取得する期間の範囲内で定めます。ただし、12月を超えて任用することはできません。

イ 上記以外の臨時的任用職員

6月の範囲内で常勤職員が欠ける期間に応じて定め、必要に応じて、6月の範囲内で任用の更新を行います。なお、任用更新は1回のみです。

(2) 給与

各人の経歴によって異なりますが、初任給の例としては、令和2年4月1日現在で次のとおりです。

勤務期間	採用時の給与等
大学卒業後、職務経験がない場合	約234,700円
大学卒業後、職務経験が10年の場合（採用時年齢34歳）	約286,400円
大学卒業後、職務経験が15年の場合（採用時年齢39歳）	約315,800円

【採用初年度の上限額は、363,200円です。】

・上記の給与のほか、諸手当として、

期末・勤勉手当（1年間に給料月額などの4.5月分）、

扶養手当（子10,000円、配偶者等6,500円）、

住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(3) 休日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、時間外勤務をしていただく場合があります。）です。なお、勤務時間は変更される場合があります。

(5) 休暇等

常勤職員に準じて年次有給休暇等の休暇が付与されます。ただし、臨時的任用職員という性質上、育児休業等、一部利用できない制度があります。